

平成 28 年 5 月 27 日

貸室使用料が割増となる「入場料の類を徴収する場合」についての考え方

男女共同参画センターの使用料は、条例別表において「入場料の類を徴収する場合」、割増料金となっています。男女共同参画センターでは、この「入場料の類を徴収する場合」については入場料等を有料として、広く不特定多数に対して周知を行い集客するような、映画の上映会やコンサート等を催す場合を想定したものと考えています。

逆に、任意団体等、同好会、サークルの構成員や仲間同士でお金を出し合っセンターのホールや会議室を借りて、活動するような場合の負担金や会費、すなわち、特定の会員が負担する費用である会費は、「入場料の類を徴収する場合」の入場料等に基本的に該当しないと考えています。

しかしながら、時代の変化とともにセンターの利用も多様化しており、「入場料の類」の定義の明文化については、大阪市において他の市民利用施設を所管する担当との間で検討を行っておられるところですので、上記の方針に変更が生じた場合は、あらためて周知をさせていただきます。

ご理解のほど、よろしくお願ひ申しあげます。

クレオ大阪指定管理者